

介護福祉士国家試験パート合格の  
導入に関する検討会構成員各位

『介護福祉士国家試験パート合格制度』導入に関する  
日本介護福祉士養成施設協会の意見

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会  
会長 澤田 豊

### 介護福祉士養成校及び介護保険を取り巻く状況

近年、我々日本介護福祉士養成施設協会（以下「介養協」という）は、学生数の減少、留学生の受入れ及びその教育、コロナ禍における教育活動の見直し等、社会の変化に応じて次々と生じる課題に直面しながらも、全国の介護現場で活躍できる、『より高い専門性を持つ介護福祉士の養成』を目指して力を注いできた。

平成30年に行われた「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」においては、「利用者の尊厳や自立を支えるケア実践」に加えて、「チームリーダーとしてのマネジメント力」や「地域共生社会の実現のための考え方やしくみの理解」、さらには「介護過程および認知症ケアの実践力向上」や「多職種協働の実践」など、より高度な専門性を有する介護福祉士の養成教育に臨むことが求められるようになり、それを高い水準で遂行するために、全国教職員研修会をはじめとする各種研修・研究活動等を通して、組織全体で研鑽を積んでいるところである。

また、近年、介護保険では、「自立支援・重度化防止」「LIFEに対応した可視化・デジタル化」などがポイントとなる一方、医療との連携も必要とされてきている状況であり、養成教育の現場でも限られた授業時間の中でこれら最新の状況に対応できる介護福祉士を養成しようとしている。

しかしながら、現在、多くの養成校が存続の危機に直面しており、入学者数でみるとかつて約2万人であったものが約6千人にまで減少し、その事実は全国規模で進行する養成校（課程）数の減少に直結している。

### 外国人留学生の合格率

このような状況を少しでも緩和し教育活動を継続させ、我が国の介護現場における人材不足解消に寄与するため、多くの養成校にとって留学生の存在が欠かせなくなっており、全学生数の実に3分の1を留学生が占める状況となっている。

また、介護福祉士国家試験の養成校新卒者の合格者数をみると、留学生を除く受験者の令和5年度合格率は95.9%であったが、留学生の合格率は令和3年度の30.0%から令和5年度は52.3%と向上してきているが未だ満足とは言えない状況であり、日本語教育の充実などにより留学生の合格率の更なる向上が、介養協にとって喫緊の課題である。

### 留学生が不合格となった場合の在留資格

このように、介養協の多くの養成校が、留学生の継続的な確保とその合格率の向上という課題に直面している状況下において、今回の『介護福祉士国家試験パート合格制度』の導入が、この課題解決につながる契機となるように願う次第だが、現時点で公表されている検討会資料の中では、新制度導

入後、養成校で学ぶ留学生が不合格となった際の取り扱いについての明確な説明がなされていないように見受けられる。

現状、国家試験不合格者については、5年間継続して介護業務に従事することで、それ以降も介護福祉士登録を継続できるという経過措置が取られているが、その措置期間が終了した後は、不合格であった留学生は帰国以外に道はなく、結果として養成校への入学動機を大幅に低下させ、ひいては、介護人材確保のために外国人を介護職として我が国に招くといった国策にも大きなデメリットが生じる可能性があると考ええる。

### **複数年受験のメリットを生かす**

現在、卒業年次での国家試験筆記試験受験時点では、定められた1,850時間全ての授業を受けないまま受験している状況である。これを踏まえると、入学初年度から介護福祉士国家試験を受験できるようにすれば、受験する留学生にとっても、受験機会が増える（慣れる）ことにより国家試験合格の動機と機運が高まり卒業年次学生の国家試験合格率は向上するものと思われる。

### **養成校で学んでいない者との差**

冒頭で述べたように我々介養協は、昭和62年の資格制度立ち上げの時点から現在に至るまで、時代の要請に応じて刻々と変化する「求められる介護福祉士像」を具現化するための教育活動を最先端で担ってきた。その我々が今要望するのは、単純な目先の「量」の増加ではなく、養成校としての価値の継続とその先にある「質」の担保そのものである。介護は誰にでもできる単純労働では決してない。であるならば、そこには介護職個々の能力に応じた「差」が存在するべきである。

「質」が担保され、人生をかけて学び続ける価値がある職種であるというメッセージが広く国民に周知されて初めて、報酬を含めた社会的評価の向上が図られるはずであるし、次世代を担う若者たちが選択する職業の一つとなるのではないだろうか。必要なのは、養成校で学んだ者とそうでない者との正当な「差」なのである。我々介養協は、上記主張を実現するために、『養成校を卒業した者に無条件で介護福祉士国家資格が付与される環境を再度創出し、他の資格取得ルートとの差別化を図る』ことが必要であると考ええる。

### **【介養協の要望事項】**

2025年問題を引き合いに出すまでもなく、介護職の人材不足は我が国にとって非常に大きな社会問題である。我々介養協は、今回のパート合格制度導入への議論が、高い専門性を有する介護人材の育成（質）および確保（量）に我が国が一丸となって邁進する契機となるよう強く希望する次第である。

上記を踏まえて次の2事項を要望する。

#### **1 介護福祉士資格取得経過措置のさらなる延長**

外国人留学生が卒業後も安心して受験できるよう、また、卒業後に継続して日本で介護業務に従事できるよう介護福祉士資格取得の経過措置を延長していただきたい。

#### **2 養成校入学初年度からの受験**

外国人留学生が入学初年度から国家試験受験の懸念を軽減できるよう、また、卒業年次での受験が容易になるよう、養成校に在学している学生について入学初年度からの受験を可能としていただきたい。合わせて介護福祉士資格に養成校卒業を条件とすることとしていただきたい。